

仕様書

1 件名

令和8年度から令和9年度までにおける大阪府立病院機構で使用する電気の調達に係る単価契約

2 概要

- (1) 対象物 a 大阪国際がんセンター
b 大手前立体駐車場（大阪国際がんセンター施設）
c 大阪母子医療センター
- (2) 調達場所 a 大阪府大阪市中央区大手前三丁目 1 番 69 号
b 大阪府大阪市中央区大手前三丁目 6 番 1 号
c 大阪府和泉市室堂町 840
- (3) 業種及び用途 a : 病院及び研究所
b : 駐車場
c : 病院及び研究所

3 仕様

- (1) 調達期間及び計量時期
- a 大阪国際がんセンター
調達期間
令和8年4月1日0時から令和9年12月31日24時まで
計量期間
毎月1日の0時から当該月の最終日の24時までの期間
- b 大手前立体駐車場
調達期間
令和8年4月2日0時から令和10年1月1日24時まで
計量期間
毎月2日の0時から当該月の翌月1日の24時までの期間
- c 大阪母子医療センター
調達期間
令和8年9月1日0時から令和9年12月31日24時まで
計量期間
毎月1日の0時から当該月の最終日の24時までの期間

(2) 電気供給条件

- a 大阪国際がんセンター
○契約種別 特別高圧電力 A
○電気方式 交流3相3線式
○標準電圧 20,000V
○計量電圧 20,000V

- 標準周波数 60Hz
- 受電方式 常用・予備 2回線受電
- 発電設備 常用自家発電装置 610kw
非常用自家発電機 1,250kVA×2台
- b 大手前立体駐車場
 - 契約種別 高圧電力 AS
 - 電気方式 交流 3相 3線式
 - 標準電圧 6,000 V
 - 計量電圧 6,000 V
 - 標準周波数 60 Hz
 - 受電方式 1回線受電
 - 発電設備 なし
- c 大阪母子医療センター
 - 契約種別 特別高圧電力 A
 - 電気方式 交流 3相 3線式
 - 標準電圧 20,000V
 - 計量電圧 20,000V
 - 標準周波数 60Hz
 - 受電方式 常用・予備 2回線受電
 - 発電設備 非常用自家発電機 750 kVA×2台
625 kVA×1台

(3) 契約電力、予定使用電力量等

それぞれの電力使用実績を参照。

a 大阪国際がんセンター

①契約電量（常時電力）

3,300kW

（契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計量される値が原則としてこれを超えないものとする。）

②契約電力（予備電力）

3,300kW

（予備電線路については、常用供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常用利用変電所から常時利用と同位の電圧で受電する。）

③契約電力（自家発補給電力）

610kW

（自家発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力等の補給にあてるため受電する。）

④予定使用電力量

29,592,699kWh

（予定使用電力量は、令和8年4月1日から令和9年12月31日までの使用量見込みであり、本契約期間中に使用される電力量は、この値を上回ることも、下回ることもできるものとする。）

b 大手前立体駐車場

①契約電量（常時電力）

21kW

(契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計量される値が原則としてこれを超えないものとする。)

②予定使用電力量

193,484kWh

(予定使用電力量は、令和8年4月2日から令和10年1月1日までの使用量見込みであり、本契約期間中に使用される電力量は、この値を上回ることも、下回ることもできるものとする。)

c 大阪母子医療センター

①契約電量（常時電力）

2,300kW

(契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計量される値が原則としてこれを超えないものとする。)

②契約電力（予備電力）

2,300kW

(予備電線路については、常用供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常用利用変電所から常時利用と同位の電圧で受電する。)

③予定使用電力量

14,942,913kWh

(予定使用電力量は、令和8年9月1日から令和9年12月31日までの使用量見込みであり、本契約期間中に使用される電力量は、この値を上回ることも、下回ることもできるものとする。)

(4) 受給地点

a 大阪国際がんセンター

需要場所における大阪国際センターの特高受電室内の一般電気事業者の20,000ボルト構内引込み線終端のL型ターミネータ端子と、機器側端子接続点とする。

b 大手前立体駐車場

需要場所における発注者の施設した構内引込みの地中開閉器電源側接続点とする。

c 大阪母子医療センター

需要場所における大阪母子医療センターの特高受電室内の一般電気事業者の20,000ボルト地中引込線終端のL型ターミネータ端子と、機器側端子接続点とする。

(5) 電気工作物の財産分界点

上記と同じ接続点とする。

(6) 保安上の責任分界点

上記と同じ接続点とする。

(7) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づくものとするが、年間の引取電力量を設定し、又はこれに類する条件を付することは禁ずる。

(8) 力率

- ① 受注者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引又は割増しを行うものとする。なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、大阪府を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等の規定によるものとする。
- ② 力率は、その月の午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率とする。単位を%とし、小数点以下第 1 位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100%とする。)

平均力率の算定式は次のとおりとする。

$$\text{平均力率(パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

- ③ 力率割引又は力率割増しは、基本料金に以下の計算式により得られた値（以下「力率割引又は割増し値」という。）を乗じることにより行うものとする。なお、まったく電気を使用しない場合、その力率は 85%とする。

$$\text{力率割引又は割増し値} = 1.85 - \text{力率} / 100$$

- ④ 契約期間における予定平均力率は 100%とする。
(入札時の積算においても力率 100%とする。)

(9) 燃料費調整及び市場価格調整

- ① 各月の燃料費調整額及び市場価格調整額の算定方法については、公告日時点で適用されている当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）に準じるものとする。
- ② 入札価格の算定に当たっては、燃料費調整及び市場価格調整は考慮しないこと。

(10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

- ① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）によるものとする。
- ② 入札価格の算定に当たっては、再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。

(11) 料金の算定

料金の算定は 1 月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の契約電力及び使用電力量に次の計算方法で行う。

$$\text{電気料金} = \text{基本料金} + \text{電力量料金} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金}$$

$$\text{基本料金} = \text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times \text{力率割引又は割増し値}$$

$$\text{電力量料金} = \text{電力量料金単価} \times \text{使用電力量} + \text{燃料費調整額} + \text{市場価格調整額}$$

※燃料費調整単価及び市場価格調整単価並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金単価については、計量期間の最終日の属する月の値を 適用すること。

(12) 請求書について

請求書には、契約電力、使用電力量、電気料金を記載するものとする。（計算内訳書としての作成も可とする。）

(13) 支払方法

発注者が支払うべき電気料金については、受注者からの適法な請求書に基づき、請求書を受理した日が属する月の月末までに支払うものとする。ただし、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」という。）に該当する場合は、支払期日を翌日とする。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日とする。なお、受注者が請求書を作成し、発注者が落札後に提示する送付先に送付するものとする。

（14）その他

契約書、本仕様書及び質疑・回答書に記載なき事項については、大阪府を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等を参考に双方協議の上で決定するものとする。

4 その他

受注者は、使用電力量について、発注者が必要とする情報を、Webからのダウンロード等により、常時提供すること。